

熱海市まちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正前	改正後
(開発事業) 第2条 条例第2条第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略) (3)の2 散骨場（熱海市散骨場の経営の許可等に関する条例（平成27年熱海市条例第27号）第2条第2号に規定する散骨場をいう。）その他墓地に類似する区域（故人を偲ぶ墓碑、石碑等を設けるための区域<u>その他これに準じる</u>区域であって市長が墓地に類似する区域と認める区域をいう。）の設置 (3)の3～(3)の5 (略) (4) ペット霊園（犬、猫<u>その他人に飼育</u><u>され、</u>又は管理されていた動物の死骸を火葬するための焼却設備を有する施設、当該死骸又はその焼骨を埋葬するための設備を有する施設及びこれらの設備を併せて有する施設をいう。）その他市長がペット霊園に類似する施設と認める施設の設置 (5)～(11) (略) (都市計画提案書) 第15条 条例<u>第20条第1項</u>の規則で定める都市計画提案書は、様式第23号とし、次に掲げる図書を添えて行なわなければならない。 (1) (略) (2) <u>法第21条の2第3項第2号</u>の同意を得たことを証する書類 (3)～(7) (略) (公聴会の開催請求) 第25条 条例第33条第1項に規定する連署代表者又は事業者は、同項の規定により公聴会の開催を請求するときは、公聴会開催請求書（様式第31号）に公聴	(開発事業) 第2条 条例第2条第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略) (3)の2 散骨場（熱海市散骨場の経営の許可等に関する条例（平成27年熱海市条例第27号）第2条第2号に規定する散骨場をいう。）その他墓地に類似する区域（故人を偲ぶ墓碑、石碑等を設けるための区域<u>その他これに準ずる</u>区域であって市長が墓地に類似する区域と認める区域をいう。）の設置 (3)の3～(3)の5 (略) (4) ペット霊園（犬、猫<u>その他人に飼育</u><u>され、</u>又は管理されていた動物の死骸を火葬するための焼却設備を有する施設、当該死骸又はその焼骨を埋葬するための設備を有する施設及びこれらの設備を併せて有する施設をいう。）その他市長がペット霊園に類似する施設と認める施設の設置 (5)～(11) (略) (都市計画提案書) 第15条 条例<u>第20条</u>の規則で定める都市計画提案書は、様式第23号とし、次に掲げる図書を添えて行なわなければならない。 (1) (略) (2) <u>法第21条の2第4項第2号</u>の同意を得たことを証する書類 (3)～(7) (略) (公聴会の開催請求) 第25条 条例第33条第1項に規定する連署代表者又は事業者は、同項の規定により公聴会の開催を請求するときは、公聴会開催請求書（様式第31号）に公聴

改正前	改正後
会開催請求署名簿（様式第 3 2 号 _____）を添えて行わなければならない。 2 （略） （公述の申出） 第 2 7 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会開催日の 7 日前までに公聴会公述申出書（様式第 3 3 号）により市長に<u>申出なければ</u>ならない。 （公聴会の議長） 第 3 0 条 （略） 2 （略） 3 議長は、公述人の公述が公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を<u>命じる</u>ことができる。 4～6 （略） （指導書の交付） 第 3 1 条 （略） 2 前項の指導書を交付するまでに通常要すべき標準的な期間は、事前協議書が提出された日の翌日から起算して 9 0 日以内とする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める期間を除く。 (1) （略） (2) あっせんを行ったとき <u>第 6 0 条第 1 項</u>に規定するあっせんを決定した日から紛争の解決した日又は同条第 5 項に規定するあっせんを打ち切った日までの期間 (3) （略） (4) 熱海国際観光温泉文化都市建設計画高度地区における適用の緩和及び除外に関する規則（平成 1 9 年熱海市規則第 1 1 号）<u>第 3 条第 1 項第 1 号</u>に規定する適用の緩和の認定（以下「高度地区緩和認定」という。）を受けようと	会開催請求署名簿（様式第 3 2 号の 1 及び様式第 3 2 号の 2）を添えて行わなければならない。 2 （略） （公述の申出） 第 2 7 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会開催日の 7 日前までに公聴会公述申出書（様式第 3 3 号）により市長に<u>申し出なければ</u>ならない。 （公聴会の議長） 第 3 0 条 （略） 2 （略） 3 議長は、公述人の公述が公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を<u>命ずる</u>ことができる。 4～6 （略） （指導書の交付） 第 3 1 条 （略） 2 前項の指導書を交付するまでに通常要すべき標準的な期間は、事前協議書が提出された日の翌日から起算して 9 0 日以内とする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める期間を除く。 (1) （略） (2) あっせんを行ったとき <u>条例第 6 0 条第 1 項</u>に規定するあっせんを決定した日から紛争の解決した日又は同条第 5 項に規定するあっせんを打ち切った日までの期間 (3) （略） (4) 熱海国際観光温泉文化都市建設計画高度地区における適用の緩和及び除外に関する規則（平成 1 9 年熱海市規則第 1 1 号）<u>第 3 条第 1 号</u>に規定する適用の緩和の認定（以下「高度地区緩和認定」という。）を受けようと

改正前	改正後
するとき 当該認定に係る手続に必要な期間 (審査基準適合通知書等の交付) 第33条 条例第39条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、<u>同条第2項及び同条第4項</u>に規定する通知書は、次に掲げる様式とする。 (1)～(3) (略) 2～4 (略) (開発事業計画の変更の届出等) 第34条 条例第40条第1項及び第2項の<u>規則</u>に定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。 (1)～(9) (略) 2・3 (略) (工事の検査) 第37条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する完了検査結果是正通知書による是正が完了した場合においては、<u>第2項</u>の規定を準用する。 (立入検査等) 第38条 市長は、条例第46条第1項に規定する検査をするときは、当該職員に<u>施行区域内に立入らせ</u>、工事その他の行為の状況を検査させることができる。 2・3 (略) (老人福祉施設等の建設等) 第43条 条例第54条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第7条第19項</u>に規定する介護保険施設 (2) (略) 2 (略)	するとき 当該認定に係る手続に必要な期間 (審査基準適合通知書等の交付) 第33条 条例第39条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、<u>第2項及び第4項</u>に規定する通知書は、次に掲げる様式とする。 (1)～(3) (略) 2～4 (略) (開発事業計画の変更の届出等) 第34条 条例第40条第1項及び第2項の<u>規則</u>で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。 (1)～(9) (略) 2・3 (略) (工事の検査) 第37条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する完了検査結果是正通知書による是正が完了した場合においては、<u>条例第45条第2項</u>の規定を準用する。 (立入検査等) 第38条 市長は、条例第46条第1項に規定する検査をするときは、当該職員に<u>施行区域内に立ち入らせ</u>、工事その他の行為の状況を検査させることができる。 2・3 (略) (老人福祉施設等の建設等) 第43条 条例第54条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第8条第25項</u>に規定する介護保険施設 (2) (略) 2 (略)

改正前			改正後		
(熱海市開発事業紛争調停委員会)			(熱海市開発事業紛争調停委員会)		
第４７条 (略)			第４７条 (略)		
２・３ (略)			２・３ (略)		
４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に <u>事故</u> あるときは、その職務を代理する。			４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に <u>事故がある</u> ときは、その職務を代理する。		
５～８ (略)			５～８ (略)		
別表第１ (第４１条関係)			別表第１ (第４１条関係)		
開発事業の基準			開発事業の基準		
	種別	基準		種別	基準
1	駐車施設	(1) (略) (加える。) (2) (略) (3) 旅館、ホテル及び保養施設等の宿泊施設_____ で、敷地の形状、建築物の構造等により施行区域内に駐車施設の設置が困難であると特に市長が認めるときは、設置場所について市長との協議により定めること。	1	駐車施設	(1) (略) (2) <u>条例別表第３の５の項ただし書及び別表第７の規則で定める共同住宅は、事業者がその従業員等のために設置する宿舎で、市長が認めるもの（以下「従業員宿舎」という。）とする。</u> (3) (略) (4) 旅館、ホテル及び保養施設等の宿泊施設並びに従業員宿舎で、敷地の形状、建築物の構造等により施行区域内に駐車施設の設置が困難であると特に市長が認めるときは、設置場所について市長との協議により定めること。
2	建築行為を伴わない土地利用に関する	(1) 条例別表第３の６の項第１号に規定する緑化は、次の表に定める基準による。	2	建築行為を伴わない土地利用に関する	(1) 条例別表第３の６の項第１号に規定する緑化は、次の表に定める基準による。

改正前			改正後																			
	る措置	<table><tr><td>区分</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>観光商業 集積区域 外（風致 地区を除 く。）</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> 備考 (略) (2)～(4) (略)	区分	(略)	(略)		観光商業 集積区域 外（風致 地区を除 く。）		(略)			る措置	<table><tr><td>区分</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>観光商業 集積区域 外（風致 地区を除 く。）</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> 備考 (略) (2)～(4) (略)	区分	(略)	(略)		観光商業 集積区域 外（風致 地区を除 く。）		(略)		
区分	(略)																					
(略)																						
観光商業 集積区域 外（風致 地区を除 く。）																						
(略)																						
区分	(略)																					
(略)																						
観光商業 集積区域 外（風致 地区を除 く。）																						
(略)																						
3	賑わい再 生基準	(加える。) <u>(1)・(2)</u> (略)	3	賑わい再 生基準	<u>(1) 条例別表第3の8 の項の規則で定める 共同住宅は、従業員 宿舎とする。</u> <u>(2)・(3)</u> (略)																	
4	(略)		4	(略)																		
別表第2（第42条関係） 公共施設及び公益施設の整備基準			別表第2（第42条関係） 公共施設及び公益施設の整備基準																			
	種別	基準		種別	基準																	
1	道路	(1) (略) (2) <u>道路法</u> 第2条第1項に規定 する道路から施行区 域内に車両が進入す る場合の進入口は、 原則として1箇所と する。ただし、敷地 の形状、建築物の構 造等により進入に支 障をきたすと認めら れ、かつ、安全性を 確保できる場合に は、道路管理者と協 議し、進入口を2箇 所とすることができ	1	道路	(1) (略) (2) <u>道路法（昭和27 年法律第180号）</u> 第2条第1項に規定 する道路から施行区 域内に車両が進入す る場合の進入口は、 原則として1箇所と する。ただし、敷地 の形状、建築物の構 造等により進入に支 障を来すと認めら れ、かつ、安全性を 確保できる場合に は、道路管理者と協 議し、進入口を2箇 所とすることができ																	

改正前			改正後		
		る。 (3) (略)			る。 (3) (略)
2 ～ 6	(略)		2 ～ 6	(略)	
様式第 6 7 号 (別表第 1 の 3 の項第 4 号関係) (略)			様式第 6 7 号 (別表第 1 関係) (略)		